

財務省令第一十九号

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第百九号）の施行に伴い、及び関係政令の規定に基づき、関税定率法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十四年三月三十一日

財務大臣 塩川 正十郎

関税定率法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令

（関税定率法施行規則の一部改正）

第一条 関税定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「（戻し税に係る輸出貨物の指定）」に改め、同条中「の表の上欄の第一号」を削り、「物品」を「貨物」に改める。

第十一条中「令第五十二条第一項の表の貨物」を「原料品を使用して製造した貨物」に改め、同条第一号中「当該輸出貨物」を「令第五十三条の一第一項に規定する貨物」に改め、「並びに令第五十二条第一項の表中の当該品名の号の番数」を削り、同条第一号から第四号までの規定中「当該輸出貨物」を「当該貨物」に改める。

第十二条中「令第五十二条第一項の表の上欄に掲げる輸出貨物」を「令第五十二条第一項に規定

する貨物」に、「同項」を「令第五十三条の二第一項」に改める。

第十三条中「令第五十一条第一項の表の貨物」を「輸出貨物の製造用原料品」「又」「令第五十一  
条第一項の表の上欄に掲げる輸出貨物」を「令第五十一条第一項に規定する貨物」に、「当該輸出  
貨物」を「当該貨物」に改める。

第十四条第一項及び第十五条第一項中「同条第一号」を「第十一条第一号」に改める。

（関税暫定措置法施行規則の一部改正）

第一条 関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の四の見出しを「（本邦で製作が困難な素材の指定）」に改め、同条中「（航空機等の素  
材の指定）」を「又は第五号（免税の対象となる素材の指定）」に改め、「部分品」の下に「又は  
宇宙開発の用に供する物品」を加える。

第一条の見出しを「（本邦で製作が困難な素材についての確認の申請手続）」に改める。

第三条の見出しを「（確認を受けた本邦で製作が困難な素材の免税の手続）」に改め、同条中「  
航空機の部分品等」を「航空機部分品等」に改める。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条 削除

附 則

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。